

JOYO BANK NEWS LETTER

平成 30 年 3 月 1 日

株式会社 常陽銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年 6 月 2 日公布)の規定に基づき、「電子決済等代行業者^{*1}との連携及び協働に係る方針」を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の法改正に伴い、電子決済等代行業者との API^{*2}連携に係る体制を整備することで、「お客さまの安心、安全の確保」と「サービスの利便性向上」を目指します。

当行では、今後とも、銀行業務の健全かつ適切な運営及び利用者保護を確保しつつ、デジタル社会の進展やお客さまニーズの多様性に応じた最適で付加価値の高い金融サービスを提供してまいります。

- *1 電子決済等代行業者…銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年 6 月 2 日公布)に定める事業者。金融機関と顧客の間に立ち、顧客からの委託を受けて、決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業として行う事業者。別途当行との間で電子決済等代行業者に係る契約を締結した事業者となります。
- *2 API…Application Programming Interface の略。他のシステム機能やデータを安全に利用するための接続方式のこと。顧客の同意に基づいて他の事業者からの銀行システムへのアクセスを許諾する機能を有するもの。

記

1. 公表日

平成 30 年 3 月 1 日(木)

2. 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」内容

別紙をご覧ください

以上



常陽銀行



常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社常陽銀行（以下、当行）は、「健全、協創、地域と共に」という経営理念のもと、地域への円滑な金融サービスのご提供に取り組んでおります。銀行業務の健全かつ適切な運営及び利用者保護を確保しつつ、電子決済等代行業者との連携および協働を通じて、デジタル社会の進展やお客さまニーズの多様性に応じた最適で付加価値の高い金融サービスの提供に取り組んでまいります。

2. API 連携に係る体制整備

当行は、お客さまが安心・安全に利便性の高いサービスをご利用いただけるよう、別途定める基準に合致した電子決済等代行業者^{*1}とのAPI連携を可能とする体制の整備を行って参ります。

(1) 更新系 API の体制整備

顧客サービス及び利便性向上のため、2018年9月までを目途に当行口座間の資金移動のAPI連携を行えるよう、必要な体制の整備を行う予定です。

(2) 参照系 API の体制整備

顧客サービス及び利便性向上のため、2018年9月までを目途に口座情報照会に係るAPI連携を行えるよう、必要な体制の整備を行う予定です。

3. API 連携に係るシステムの設計・運用に関する事項

当行が提供するAPI連携に係るシステムの設計、運用及び保守については、当行の勘定系システムの開発、運用を委託している日本アイ・ビー・エム株式会社に委託します。

また、当該システムについては、「オープンAPIのあり方に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）による「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」（2017年7月13日公表）記載の開発原則に準拠する方針です。

4. API 連携に係る担当部署

当行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る部門の名称及び連絡先は以下のとおりです。

経営企画部 IT戦略室（連絡先：it-strategy@joyobank.co.jp）

5. 参考情報

当行が提供するAPI連携に係る体制の整備状況やシステム仕様、接続に係る手続などについては、決定・変更次第、当行ホームページ上で順次公開する予定です。

以上

* 1 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法に定める事業者で、当行が別途定め公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結した事業者。